１ページ

平成29年度　大阪府障がい児等療育支援事業　全体研修会資料

放課後等デイサービス事業について

平成29年7月6日

大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課

２ページ

目次

・第5期障害福祉計画に係る基本指針の見直しについて

・放課後等デイサービスに対する今後の対応について

（平成29年3月31日障発0331第17号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の内容）

・大阪府障がい者施策推進協議会第4次大阪府障がい者計画見直しについて（意見具申）

・平成29年度　大阪府障がい児等療育支援事業について

３ページ

第5期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて

１　基本指針について

　・「基本指針」(大臣告示)　は、障害福祉施策に関する基本事項や成果目標を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。

　・都道府県・市町村は、基本指針に即して３か年の「障害福祉計画」を策定。次期計画期間はH30～32年度

２　基本指針見直しの主なポイント

　・地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、

　 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児のサービス提供体制の計画的な構築、発達

　 障害者支援の一層の充実

３　成果目標（計画期間が終了するH32年度末の目標）

 （１）施設入所者の地域生活への移行

　・地域移行者数：H28年度末施設入所者の9％以上

　・施設入所者数：H28年度末の2％以上削減

　※高齢化・重症化を背景とした目標設定

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

・保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置

・精神病床の1年以上入院患者数：14.6万人～15.7万人に

（H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減）

・退院率：入院後3ヵ月　69％、入院後6か月　84％、入院後1年　90％

　　（H27年時点の上位10％の都道府県の水準）

 （３）地域生活支援拠点等の整備

　・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

 （４）福祉施設から一般数労への移行

 ・一般就労への移行者数：H28年度の1.5倍

 ・就労移行支援事業利用者：H28年度の2割増

 ・移行率3割以上の就労移行支援事業所：5割以上

　※実績を踏まえた目標設定

　・就労定着支援1年後の就労定着率：80％以上（新）

（５）障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１カ所設置

・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築

・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも１カ

所確保

 ・医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（H30年度末まで）

４　その他の見直し

 ・障害者虐待の防止・養護者に対する支援、難病患者への一層の周知、障害者の芸術文化活動支援、障害

を理由とする差別の解消の推進、意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方　等

（H29.3.8　障害保健福祉関係主管課長会議資料）

４ページ

成果目標と障害福祉サービスの見込量（活動指標）との関係

（成果目標）

（１）施設入所者の地域生活への移行

【地域生活移行者の増加】

平成28年度末時点の施設入所者の9％以上が地域生活へ移行する。

【施設入所者の削減】

平成28年度末時点の施設入所者数から2％以上削減する。

（活動指標）

（都道府県・市町村）

・訪問系サービス（居宅介護等）の利用者数、利用時間数

・自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数

・就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数

・自立生活援助の利用者数

・共同生活援助の利用者数

・地域定着支援の利用者数

・生活介護の利用者数、利用日数

・就労移行支援の利用者数、利用日数

・短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数

・地域移行支援の利用者数

・施設入所支援の利用者数

（成果目標）

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【障害保健福祉圏域ごとの保険・医療・福祉関係者の協議の場の設置状況】

全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。

【市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況】

全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。

【精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）】

平成32年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数を設置する。

【精神病床における早期退院率】

・入院後3か月時点の退院率を69％以上とする。　・入院後6か月時点の退院率を84％以上とする。

・入院後1年時点の退院率を90％とする。

（活動指標）

（都道府県・市町村）

・訪問系サービス（居宅介護等）の利用者数、利用時間数

・自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数

・就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の利用者数、利用日数

・自立生活援助の利用者数

・共同生活援助の利用者数

・地域移行支援の利用者数

・生活介護の利用者数、利用日数

・就労移行支援の利用者数、利用日数

・短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数

・計画相談支援の利用者数

・地域定着支援の利用者数

（成果目標）

（３）障害者の地域生活の支援

【地域生活支援拠点の整備】

各市町村又は各圏域に少なくとも１つ整備する。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】

平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする。

【就労移行支援事業の利用者の増加】

平成28度末における利用者数を2割以上増加させる。

【就労移行支援事業所の就労移行率の増加】

就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

【職場定着率の増加】

就労定着支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。

（活動指標）

（都道府県・市町村）

・就労移行支援の利用者数、利用日数

・就労支援移行事業等（就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型）から一般就労への移

行者数

・就労定着支援の利用者数

（都道府県）

・障害者に対する職業訓練の受講者数

・福祉施設から公共職業安定所に誘導する福祉施設利用者

・福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導する福祉施設利用者数

・福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数

（５）障害児支援の提供体制の整備等

【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】

児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所以上設置する（圏域での設置も可）。

・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】

・各市町村に少なくとも１か所以上確保する。（圏域での確保も可）。

【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】

・平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保

育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける（市町村は圏域での設置も可）。

（活動指標）

（都道府県・市町村）

・児童発達支援の利用児童数、利用日数

・医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数

・放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数

・保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数

・居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数

・障害児相談支援の利用児童数

・医療的ケアに対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

（都道府県）

・福祉型障害児入所施設の利用児童数

・医療型障害児入所施設の利用児童数

（都道府県・指定都市）

・発達障害者支援地域協議会の開催

・発達障害者支援センターによる相談支援

・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言

・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、

啓発

H29.3.8　障害保健福祉関係主管課長会議資料

５ページ

放課後等デイサービスに対する今後の対応について（案）

１　現状・課題

・放課後等デイサービスについては、平成24年4月の制度創設以降、利用者、費用、事業所の数が大幅に増加している。

・一方、利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援※を行う事業所が増えているとの指摘があり、支援内容の適正化と質の向上が求められている。

※例えば、テレビを見せているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ

２　これまでの対応

時期

平成27年4月

対応内容

放課後等デイサービスガイドラインの作成・公表

時期

平成28年3月

対応内容

支給決定の適正化に向けた留意事項通知（Ｈ28.3.7障害福祉課長通知）

1. 指定障害児通所支援事業者の指導の徹底（支援の提供拒否の禁止などの運営基準の遵守）
2. 放課後等デイサービスガイドラインの活用の周知徹底、自己評価結果の公表状況の把握に努めること
3. 障害児通所給付費等の通所給付決定の適正化

・一般施策を含めた適切な支援体制の構築、環境整備を行う

・支給量の目安（支給量は、原則として各月の日数から8日を控除した日数を上限）を示し、上限を超える場合は、市町村において支給の必要性を確認する

・主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用すること

時期

平成28年6月

対応内容

障害福祉サービス等の不正請求等への対応について（監査の強化等）（Ｈ28.6.20事務連絡）

・営利法人及び新規の放課後等デイサービス事業所の重点的な実施指導の実施等

・放課後等デイサービスの指導監査の実施状況等について、当面の間、四半期ごとに厚生労働省に報告す

　る

関連資料1

H29.3.8　障害保健福祉関係主管課長会議資料

６ページ

３　今後の対応策　（案）

１指定基準等の見直しによる対応（平成29年4月施行）

（１）障害児支援等の経験者の配置

・児童発達支援管理責任者の資格要件の見直し（告示の改正）

　現行の実務要件に保育所等の児童福祉に関する経験を追加し、障害児・児童・障害者の支援の経験（3年以上）を必須化する。

※既存の事業所は1年間の経過措置を設ける予定

・人員配置基準の見直し（基準省令の改正）

　配置すべき職員を「指導員又は保育士」から「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者\*に見直し、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上配置することとする。

\*2年以上障害福祉サービス事業に従事した者

※既存の事業所は1年間の経過措置を設ける予定

（２）放課後等デイサービスガイドラインの遵守及び自己評価結果公表の義務付け

・運営基準の見直し（基準省令の改正）

　運営基準において、放課後等デイサービスガイドラインの内容に沿った評価項目を規定し、それに基づいた評価を行うことを義務付る

　質の評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上公表しなければならない旨規定

2その他の対応（平成28年度中実施）

・情報公表の先行実施

指定放課後等デイサービス事業者は支援の提供を開始するとき、支援内容（タイムスケジュール等）、ＢＳ（貸借対照表）やＰＬ（損益計算書）などの財務諸表等の情報を都道府県等に提供し、事業所のＨＰ等で公表に努めること。

都道府県等は事業者に対して、支援内容や人員配置（職員の資格等）、財務諸表等の公表をすることを促すこと。

　※会計区分での公表など詳細は更に検討

H29.3.8　障害保健福祉関係主管課長会議資料

７ページ

大阪府障がい者施策推進協議会第4次大阪府障がい者計画見直しについて-意見具申-

発達障がい児支援の充実と放課後等デイサービス事業の質の向上について

（１）発達障がい児者支援の充実について

（ア）十分留意すべき点（二点）

・保護者の心情理解と十分な配慮

　ペアレントトレーニングに至る前の保護者や家族に対する支援の充実

　ペアレントメンターの養成や活躍の場の拡充

・地域支援体制の早急な整備（児童発達支援センター）

　乳幼児健診体制の充実により経過を見守るべき子どもが増加する一方でフォローアップ教室が不足→幼稚園や保育所、認定こども園へのフォローも含めた早期発見の推進と並行した地域支援体制の充実

（イ）医師確保、就職面の支援

・発達障がいの診断等が可能な医師の人材確保に関する継続した取り組みが必要

（ウ）切れ目のない児者一貫した支援

・乳幼児期から学齢期、成人期といったライフステージの変わり目で切れ目のない一貫した支援を提供するための仕組みを構築

８ページ

大阪府障がい者施策推進協議会第4次大阪府障がい者計画見直しについて-意見具申-

（２）放課後等デイサービスの支援の質の向上等について

（ア）支援の質の向上

・「放課後等デイサービスガイドライン」の周知徹底や研修機会の充実により、支援の質の向上を図る

・「支援の質の向上」の意味を明確にし、分かりやすく情報発信

・研修の充実を図る際に先進的な取り組み事例を活用

（イ）児童期の暮らしを支える仕組み

・子どもを預ける場所として放課後等デイサービスを利用している保護者がいるという側面もあり、サービスの質とは別に、児童期の暮らしを支える仕組みがないという現実を受け止めて考える

・「療育」と「居場所」の意味を合わせ持つ本サービスの中身と目的の精査

・学童保育等の子育て分野の施策を推進することも必要という点も考慮

・学校との緊密でスムーズな連携が進むよう、各事業所や利用者の実情に応じた丁寧な方策の検討

・今後の国の動向を注視し、大阪府の方向性を検討

９ページ

平成29年度　大阪府障がい児等療育支援事業について

目的

放課後等デイサービスは、平成28年4月1日には、大阪府下で836事業所、平成29年4月１日現在では、1,000を超える事業所が指定されており、量的基盤整備は進んでいる。一方、支援の質については、単に障がい児の預かりに留まっている事業所から専門療育を行っている事業所に至るまで、玉石混合であり、支援の質の向上が求められている。支援の質の向上については、平成２７年４月に厚生労働省が策定した放課後等デイサービスガイドラインにも示されている。

 ↓

このため、事業所に対する指定指導権限を有する大阪府として、放課後等デイサービス事業所の療育研修や療育相談等の機関支援を平成28年度から実施し、質の向上を支援している。

 特に、平成28年度は、主として放課後デイサービス事業所を対象として、適切な支援の実施のため放課後デイサービスガイドラインの活用と、事業所の課題認識でもある関係機関や在籍する学校等との連携強化をテーマとして、職員向け研修を実施した。平成29年度には、研修後のアンケートで事業所からも要望の多かった「個別支援計画」をテーマの中心として、「支援の提供のための放課後等デイサービス計画（個別支援計画）の理解、作成及び活用事例」などを通じて、放課後等デイサービスガイドラインに記された、「子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上」を図る。

１０ページ

平成29年度　大阪府障がい児等療育支援事業について

事業の概要

（１）全体研修（放課後等デイサービス事業所管理者向け研修）

　テーマ：障がい児支援　特に個別支援計画について理解を深める

（２）専門療育相談会（放課後等デイサービス事業所交流会）

　時期　：10月頃の予定

　テーマ：支援対象別の個別支援計画作成等　（予定）

（３）圏域別専門研修

　時期　：2月頃の予定

　テーマ：交流会後に実際に行った個別支援計画による支援を通じての課題や成功例からより良い支援の形を考える。　（予定）

（４）その他（機関支援）

　主として障がい児の支援事業を行う通所支援事業所等に対する電話等による療育指導相談に関する助言・指導